国立大学法人筑波大学第Ⅵ期行動計画

第Ⅰ期（平成１７年４月策定）
第Ⅱ期（平成１９年４月策定）
第Ⅲ期（平成２２年４月策定）
第Ⅳ期（平成２６年１月策定、
平成27年３月期間変更）
第Ⅴ期（平成３０年４月策定）
第Ⅵ期（令和５年４月策定、
令和７年３月期間変更、
令和８年３月期間変更）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

１　計画期間　令和５年４月１日から令和９年３月３１日まで
２　内　容

目標１

計画期間内に休暇制度の拡充を行う

〈対策〉
・令和５年４月～　　教職員のニーズの把握、検討開始
・令和６年１０月～　　制度導入・教職員への周知

目標２

育児休業取得に対する意識向上のためのセミナー・講演会を行う

〈対策〉
・令和５年４月～　　本学における育児休業取得に関する制度等の周知、セミナーや講演会の検討・実施